

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

6

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替を可能とすること

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能とする。

具体的な支障事例

国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画と目的、趣旨が類似しており、重複性が高く、地方が予定する事業について、計画間の仕分け、住み分けなどを余計に調整する必要が生じている。個別事業についても国土強靱化地域計画に記載を行うようになったことから、地震防災対策特別措置法第四条に規定する「地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等」含め、本計画は国土強靱化地域計画で代替可能としても支障が無いと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

地震防災対策特別措置法(平成7法第111号)第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉市、浜松市、高知県、福岡県、熊本市、大分県

—

各府省からの第1次回答

地震防災対策特別措置法(以下「地防法」)では、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項について、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」)を都道府県知事が定めることができる。また、提案に示されている国土強靱化地域計画(以下「地域計画」)は、国土強靱化に係る指針等について、都道府県又は市町村が定めることができるものとされている。地防法では、五箇年計画に基づき地方公共団体が実施する事業に要する経費について、同法第5条により、国は特別の配慮をすることが求められている。また同法第4条において別表第一に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合について特例が定められているため、都道府県知事は、五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に

協議し、その同意を得なければならないとされている(同法第2条第3項)。一方で、地域計画には、作成にあたり、内閣総理大臣との協議を行う規定はない。
そのため、国との協議を必要としない地域計画をもってして、五箇年計画と見なすことは出来ず、代替可能とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地震防災緊急事業五箇年計画は阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に制定された地震防災対策特別措置法が策定根拠となっており、国土強靱化地域計画は東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に制定された強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が策定根拠となっている。
このように災害対応においては大規模災害の教訓を踏まえた必要な措置が採られているところであるが、目的・趣旨が類似しており、内容が重複している計画等に関しては、個々の法令で計画策定を求めるだけでなく、一体的策定や計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなどの対応をすべきであると考えます。
国土強靱化地域計画に関しては、国作成のガイドラインにも記載のあるとおり、個別事業の実施内容についても記載することが重要とあり、記載内容も地震防災緊急事業五箇年計画の内容を包含しているものとなっている。このような記載が求められていることを鑑みると、地震防災対策のみを扱っている地震防災緊急事業五箇年計画の必要性は低下していると考えられ、実質的に補助の特例を受けるための形骸化した計画となるおそれがあり、また策定に要する事務負担も非常に大きくなっている。
国との協議が必要であれば、国土強靱化地域計画のうち地震防災緊急事業五箇年計画に係る部分をもって協議を行うことは可能であるか。
上記を含め、代替可能措置に関してさらにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
防災分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。
この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
地域計画中の五箇年計画に相当する部分について、地震防災対策特別措置法上求められている国との同意協議を行えば、何ら支障なく両計画を一体的に策定できると認識している。そのような考え方にに基づき、両計画の一体的策定を可能とすることについて、第2次ヒアリングまでに検討結果をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

強靱化地域計画に位置付ける個別の事業の中で、地震防災対策緊急事業五箇年計画に相当する事業であることをまとめて示すことにより、両者を一体的に策定することが可能である。その場合、強靱化地域計画のうち、地震防災対策緊急事業五箇年計画に相当する部分について、国との同意協議を行うことになる。一体的策定が可能である旨については、事務連絡等により自治体に周知を図る。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

29

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模保育施設の職員配置基準の緩和

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

小規模保育施設(A型)においては、従事者全員が保育士資格を有する必要がある。その上で保育所の配置基準に加えて1名の保育士が必要となっているが、この者に対する職員の配置基準を、子育て支援員や家庭的保育者などの一定の研修を受講した人員でも可能とするなど、保育士の有資格者の必要数を緩和するなど、柔軟な対応ができるようにすること。

具体的な支障事例

地方においては、今後も更なる過疎化、少子化の進展に伴い、保育士確保が困難となったり、利用定員数に対して定員割れがおきることが懸念され、今以上に安定的な運営が困難となるおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

過疎地域等において、保育士不足により施設を整備できない事業者が事業に参画することが可能となり、ひいては地域住民の利便性向上に繋がる。
併せて、従事者を雇用し易くなることから、小規模保育所等の安定的運営が可能となるもの。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、費用の額の算定に関する基準等(平成27.3.31内閣府告示第49号)など

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、浜松市、滋賀県、島根県、徳島県、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

小規模保育事業(A型)の保育士の配置基準については、保育の質、安全性を担保するため、保育所と同様の配置基準としつつ、人数や面積等が小規模な中でも、保育の質の確保を図り最低2名の保育士を確保するため、保育士を1名追加で求めていることから、実現することは困難である。他方で、保育所と同様に、保健師、看護師又は准看護師を1名に限り保育士としてみなすことは現行制度においても可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育の質や安全性の確保が重要であることは十分認識しており、最低2名の保育士を確保する必要があることも理解する。一方で、保育士2名の確保が、現行の小規模保育事業(A型)の保育士の配置基準の理由であるとするれば、2名以上の保育士が配置されている場合には、追加で1名配置する必要までではないのではないか。現在の配置基準について、柔軟な対応が可能となるよう、今後とも継続して検討いただくよう要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

各府省からの第2次回答

小規模保育事業(A型)については、保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、保育所と同様の配置基準を基本としつつ、小規模事業の特性を踏まえ、通常の保育所以上にきめ細やかな保育を提供するため、保育所の配置基準に加えて1名の保育士の設置を求めることとしている。

なお、小規模保育事業はA～C型の3類型それぞれの配置基準に合わせて公定価格も設定しているところ、小規模保育事業(A型)において保育所の配置基準に加えて必要となる1名の保育者を子育て支援員や家庭的保育者などの一定の研修を受講した人員でも可能とした場合、小規模保育事業(B型)の職員配置基準との整合性が取れなくなるため、小規模保育事業(A型)での運営が難しいのであれば小規模保育事業(B型)への移行を行うべきであると考えます。

他方で、人口減少地域における保育士確保については問題意識として承知しており、厚生労働省としては、現行の職員配置基準を維持しつつ人材確保のための施策を講じているところである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

40

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用が可能であることの明確化

提案団体

北広島市、船橋市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

罹災証明書を交付する場合に住家被害認定調査を実施する目的であれば、固定資産課税台帳等の情報を利用することが可能であることを通知の発出や手引き等で明確化すること。

具体的な支障事例

固定資産課税台帳等の情報については、私人の秘密を守る観点から、地方税法上の守秘義務の対象となり、原則として情報提供できないものとされている。

法的措置の必要性、納税者保護などを勘案のうえ、別途、個別法において一定の要件を定めることにより、固定資産課税台帳等の情報が活用可能となる場合があるとされているが、罹災証明書の交付に係る根拠法である災害対策基本法には特段の規定はないことから、各市町村の個人情報保護審査会等で個別具体的に審査等をする必要があるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施に支障が生じている。

また、現在公的な各種被災者生活再建支援制度の適用については、住家被害認定調査の結果を踏まえて発行される罹災証明書の被害認定区分に応じて行われることから、調査が迅速適正に行われない場合には、被災者生活再建支援全体に影響が生じるため固定資産課税台帳等の情報の活用を行うことが可能であることを明確化していただきたい。

なお、共同提案市のほか、現在、全国で250団体以上の地方公共団体において、民間の住家被害認定調査の支援システム(以下、「システム」という)を導入しており、当該システムは、固定資産課税台帳等の情報を取り込むことで、更に迅速適正な調査等の実施が可能となる機能を有しているものの、固定資産課税台帳等の情報の利用について明確化されていないことから、十分に機能を活用することが出来ないと考える団体が多く存在していることがシステム利用団体への照会により判明した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

デジタル技術を有効に活用することが可能となるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施が促進され、被災者生活再建支援全体のスピード向上に寄与する。

根拠法令等

災害対策基本法第90条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

深川市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、千葉市、八王子市、川崎市、横須賀市、名古屋市、豊

橋市、常滑市、大阪府、高槻市、小野市、広島市、八幡浜市、東温市、熊本市

○発災後、支援システムに固定資産税台帳の情報を提供できるように防災担当課と覚書を締結して対応している。

各府省からの第1次回答

罹災証明書は、被災者支援の判断材料として活用されていることから、早期の発行が重要であり、その前提となる被害認定調査についても、迅速に行う必要があると考えております。

今回、提案されている固定資産課税台帳等の情報の利用については、提案団体等より、被害認定調査を行うにあたってどのような情報を使えば迅速化に寄与するかお示しいただき(当該情報が他の手段では入手できないかや、迅速化に寄与できないなどの理由を含めて)、その上で内閣府及び総務省において、当該情報が地方税法第22条における秘密に該当するかどうかや、秘密に該当する場合は私人の秘密保護と公益性等を比較衡量し、利用の可否を判断する必要があると考えます。

その際、登記簿謄本(登録事項証明書)に記載されている情報以外に必要な情報を教えていただければと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

前向きなご回答をいただき、大変ありがたい。

迅速化に寄与する情報の種類については、地番及び用途並びに構造並びに家屋の評価に関する資料である。また、当該情報が他の手段では入手できないかや、迅速化に寄与できないなどの理由についてであるが、地番及び用途については、基本的には登記簿謄本(登録事項証明書)に記載されている情報(以下、「登記情報」という。)であるものの、全部又は一部において登記されていない家屋が一定数存するところであり、この家屋の情報については、固定資産課税台帳でのみ入手が可能である。

そして、登記されている家屋であっても、地番及び用途について、登記情報と現況が異なることが多々ある。地番については、住家の特定を行うのに必要不可欠なものであるが、土地が合分筆したなどで、登記上の地番と現況の地番(被災者の住所)とで相違が生じることや、用途については、効率的に調査を行うために調査票等の作成などの事前準備をすることが考えられるものの、用途が変更したなどで、登記上の用途(登記では種類)と現況の用途とで相違が生じることがある。

次に、構造については、木造・プレハブとそれ以外の家屋では調査の手順が異なるものの、登記情報で判別できないところであり、この情報については、固定資産課税台帳でのみ入手が可能である。

最後に、家屋の評価に関する資料についてであるが、調査にあたっては、立面図や基礎図、平面図を作成すると効率的であるものの、作図には一定の時間を要することから、評価調書等に付随する立面図、基礎伏図及び平面図を利用することによって、効率的に調査結果を記録できる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

被害認定調査を行うにあたっては、家屋の情報が必要となるが、調査対象には当然、未登記家屋も存在する。一般に公示の対象となっていない未登記家屋の情報についても、被災者生活再建支援システムに取り込み、利用できるような法整備がされれば、被害認定調査の迅速化につながり、結果として被災者の生活再建支援に寄与することとなる。

登記物件であっても、相続や増築などにより現況が登記内容と一致しないことが往々にしてあるため、現況を反映している課税情報を活用することで、住所(送付先)、氏名(納税管理人)、所在地、種類、構造、屋根、階層、各階床面積、住居戸数等が正確に把握できる。

また、課税資料として保有している平面図についても利用できれば、家屋の被害状況を現場で効率よく把握できる。

これらの情報は、他の手段では入手が不可能であるが、被害認定調査の迅速化には重要な材料となる。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

固定資産課税台帳等の情報の利用は、被害認定調査の迅速化に寄与すると考えます。
但し、固定資産課税台帳等の情報のうち、ご指摘の凶面等の情報は、地方税法第22条の漏らしてはならない「秘密」に該当するため、その提供に当たっては、事案の重要性、緊急性等と私人の秘密保護との比較衡量を行うとともに、個別法に情報の提供の求めに係る規定を設ける必要があります。
今後、関係省庁間で協議を行いながら、検討を進めます。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

41

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において写真等の資料のみで被害認定を行うことを可能とする対象の拡大及び明確化等

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査については、被災者等から提出された写真等の資料等を確認する方法による調査で被害が確認できれば、必ずしも臨場を要することなく、準半壊に至らない(一部損壊)以外の被害の程度についても被害認定することを可能とし、明確化すること等。

具体的な支障事例

災害対策基本法第90条の2において「(略)住家の被害(略)の被害の状況を調査し」とされていることや、被害が軽微なもの取り扱いとして、明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する物件については、現地調査そのものを行わないことも考えられることが示されていることから、「明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する物件」以外の物件については、全棟、現地に臨場して住家被害認定調査を実施するものとしている。被害認定後でない各種被災者生活再建支援制度の適用ができないものの、多数の住家を短時間で現地調査することは、現状、極めて困難であることから、被害認定に時間を要し、結果として復興が停滞するなどの支障が生じる。

現在、公的な各種被災者生活再建支援制度の適用については、住家被害認定調査の結果を踏まえて発行される罹災証明書の被害認定区分に応じて行われることから、調査が迅速適正に行われない場合には、被災者生活再建支援全体に影響が生じる。

なお、被災者自らが撮影した写真の提供や火災保険会社やマンション等管理会社等と被災住家の写真を共有するなどして、市町村が現地に臨場せずとも被害認定を行うことは技術的には可能であるほか、市町村への写真の提供を電子的な手段を用いて行うことで被害認定に関する事務の大幅な効率向上に寄与することが考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

早期の被害認定及び罹災証明書の交付が実現することから、被災者生活再建支援の更なる迅速適正化に寄与する。
また、災害分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

根拠法令等

災害対策基本法第90条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

深川市、高崎市、埼玉県、川崎市、豊橋市、常滑市、大阪府、高槻市、小野市、広島市、今治市、八幡浜市、福岡県、大分県

○令和元年東日本台風で当県が被災した際、市町村における住家被害認定に多くの人手が必要となり、県から延べ 362 人を派遣することとなった。

各府省からの第 1 次回答

罹災証明書は、被災者への公的支援の判断材料として活用されていることから、その前提となる被害認定調査を迅速かつ的確に行い、罹災証明書を早期に発行することが重要です。そのため、被害の程度の的確性を写真だけで担保することが可能であれば、必ずしも現地への臨場を要することなく被害認定調査を行うことは可能であると考えております。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

前向きなご回答をいただき、大変ありがたい。
しかしながら、現状、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和3年5月内閣府（防災担当）（以下、「手引き」という。））では、「被災者の合意を得ることができ、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する場合は、被害の状況がわかる写真等を用いて調査を簡素化する、あるいは現地調査そのものを行わないことが考えられる」とされており、また、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府（防災担当）（以下、「指針」という。））では、航空写真等を活用した判定について、「航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。」とされているところである。
今回の第1次回答については、「準半壊に至らない（一部損壊）」だけでなく、それ以外の被害の程度である「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の全ての被害認定区分についても、被害の程度の判定の的確性を写真だけで担保することが可能であれば、必ずしも現地への臨場を要することなく被害認定調査を行うことは可能である、とのお考えだと認識しているが、今回の第1次回答のお考えを、指針や手引き等の改正や通知の発出等によって、早期にお示しいただきたい。
また、被害の程度の判定の「的確性の担保」について、被害の程度の判定を的確に行うことができる写真を効率よく収集する手段・方法について技術的な助言や参考情報等があれば併せてお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

通知の発出などにより、明確に利用可能であることや参考情報等を伝える方向で検討を進めます。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

同一施設を継続利用する児童が市町村を跨ぐ住所異動をした場合における公定価格(施設型給付費)の日割り計算の簡素化

提案団体

塩竈市、宮城県、石巻市、大河原町、柴田町、山元町、大和町、加美町、美里町、南三陸町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費を受ける保護者が、月の途中で他の市町村に転居したものの、その児童が同一施設を継続利用する場合等における施設型給付費の日割り計算について、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)第2の取扱とすることなく、「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格×利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。)÷その月の日数(土日祝含む。)」とする。なお、本提案の措置が実現した場合でも、現在自治体向けFAQ(令和3年10月1日)No.419に記載の月割りの取扱いについては、引き続き可能とすることを求める。

具体的な支障事例

児童が保育所等を利用中に他市町村へ転出し、同一施設を継続して利用する場合には、施設型給付費の算定のため、転出元・転出先市町村それぞれにおいて、公定価格の日割り計算を行うことになる。

日割り計算の基礎となる日数については、幼稚園等教育標準時間認定施設は「20日」、保育所等保育認定施設は「25日」と定められているが、実際には月毎に施設の開所日数変動し、必ずしも「20日」や「25日」とならないため、以下の支障が発生しており、市町村の負担が大きくなっている。

- ①自治体間での日数調整事務が発生する。
- ②調整が発生することから施設型給付費を計算するシステムでの画一的な計算ができない。

【例1】

幼稚園利用者が、同一施設を継続利用した状態で、令和4年2月18日にA市からB市に転出入した場合、令和4年2月の平日日数18日のうち、A市での平日在籍日数10日、B市での平日在籍日数8日となる。現行制度では、A市10/20、B市8/20となり、当該施設は通常通り平日を通して開所しており、児童がその全ての開所日数において施設を継続利用し続けているにもかかわらず、公定価格が満額算定されないこととなるため、A市とB市の調整が必要となり、両市とも1日増やしてA市11/20、B市9/20とする運用を行っている。

【例2】

幼稚園利用者が、同一施設を継続利用した状態で、令和4年6月15日にA市からB市に転出入した場合、令和4年6月の平日日数22日のうち、A市での平日在籍日数11日、B市での平日在籍日数11日となる。現行制度では、A市11/20、B市11/20となり、公定価格の算定額の合計が上限額を超えるため、A市とB市の調整が必要となり、両市とも1日減らしてA市10/20、B市10/20とする運用を行っている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度を改正することで、支障に記載した【例1】の場合であれば、A市が算定で用いる分子は18日、B市は10日であり、分母は28日であることから、A市18/28、B市10/28となり、実際の開所日数確認や市町村間での

調整を行うことなく各市町村の給付額を算出することが可能となる。さらに、算出方法が一律になることから、自動で計算を行うことができるようになり、行政の効率化が図られる。

加えて、給付を受ける施設においても、地方公共団体間の調整に要する時間が無くなることから、即座に転出元・転出先の地方公共団体間からの給付額が把握できるようになり、事務負担の軽減に繋がると考えられる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第23条及び第24条、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第59条、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)第2、月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども当に係る公定価格の算定方法、自治体向けFAQ【第19.1版】令和3年10月1日No.419

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

多賀城市、川崎市、浜松市、滋賀県、八幡浜市、大村市

○施設型給付費の計算のみを考慮するのであれば当該制度変更で効果が得られるかと思いますが、多くの自治体で施設型給付費の計算システムを用いて利用者負担額の計算も行っているものと思われます。利用者負担額は、施設型給付費と異なり自治体によって金額の差があることから、日数(土日祝含む)で日割りすることで現行制度に比べ保護者の負担感が増す場合があると考えます。よって、具体的な支障事例の②システムの画一的な計算を実現するためには、利用者負担額の日割額部分も考慮した上でよりよいパターンの考察が必要と考えます。

○提案内容の「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格×利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。)÷その月の日数(土日祝含む。)」とする場合、特に日・祝にあっては、通常園は開所していないものの、その月のそれぞれの認定期間中に含まれる日・祝の日数により、日割額の増減が発生するため、例えば、日割り計算にあっては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)第2の取扱い中において、20日又は25日を下回る開所日である場合には、その月の開所日で除する取扱いを追加することも考えられる。

各府省からの第1次回答

同一施設を継続利用する児童が月の途中で市町村をまたぐ住所異動をした場合において、市町村から施設に支払われる公定価格については、住所異動の前後の市町村が応分の負担をすることになる。その場合の各市町村の負担額の計算方法については、市町村の事務負担をできるだけ簡素化する観点から、その月に係る施設に支払われる公定価格に、住所異動の前後の利用日数を20日(保育所等の場合は25日)で除して得た数を乗じた額を住所異動前後の市町村がそれぞれ負担することとしているほか、FAQにおいて、市町村間で調整し、いずれか一方の市町村が全額を支給することも可能であることをお示ししている。

ご提案の土日祝日を含めて月の日数で計算する方法については、例えば、土日祝日が月の前半に偏っている月の半ばに住所異動があった場合に、住所異動前の市町村は教育・保育を提供する必要のある日数が少ないにも関わらず金額の半分を負担するなど、現在の計算方法と比べて負担が増加(減少)することが想定されること、負担が増加する市町村の理解を得ることは一般的に難しいと考えられる。

各月の日数や土日祝日の巡り合わせ、施設ごとの開所状況が異なる中で、市町村の事務負担を軽減しながら計算できる方法として示している現在の計算方法をもとに、これまで近隣の市町村間で住所異動に伴う調整の事例を積み重ねられてきており、御提案の計算方法に変更することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘いただいた懸念について、土日祝日が月の前半に偏っている場合等において金銭的負担が増加することに抵抗を感じる場合は、市町村間での協議により月割りの対応が可能であることから、市町村の理解を得る阻害要因には繋がらないと考える。

また、本提案による効果は他の取扱いに影響を及ぼさないものと認識しており、これまでの事例の積み重ねが根底から覆るといったことはないと考えている。

現行において日割り計算の基礎となる日数が20日(保育所等の場合は25日)であることにより、各月の日数

や土日祝日の巡り合わせ、施設ごとの開所状況という複数の計算要素が生じており、負担額の計算が煩雑となっていることに加え、自治体間での調整が発生すると、システムによる画一的な処理ができず非効率的な取扱いとなっている。

提案のとおり、日割り計算の方法を「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格×利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。)÷その月の日数(土日祝含む。)」とすることで、月割の対応を除く自治体間の調整が不要となり、現行に比べて事務負担が軽減することから、取扱いの見直しを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

全国の自治体において現在の日割り計算の方法やこれまでの調整事例の積み重ね等に基づいて計算システムが構築されており、計算方法の変更はシステム改修に伴う費用や事務の負担などが発生することから、慎重な検討が必要である。

また、公定価格は利用者負担額を除いた額を施設型給付費として支給しており、利用者負担額においても同様の計算方法で行う必要があることから、利用者負担額の取扱いにも影響を及ぼすことになる。利用者負担額は、各市町村によって定められており、地方単独事業の実施状況等も異なることから、土日祝日が月の前半に偏っている場合等においては、実際の開所日数に対して、高額な金銭的負担が保護者に発生する場合があります、保護者の理解を得ることも一般的に難しいと考えられる。

このため、御提案の計算方法に変更することは困難である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

店舗等の非住家の被害認定に係る指針等の明確化

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、松野町、愛南町、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、経済産業省

求める措置の具体的内容

店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を整理し、明確化すること。

具体的な支障事例

平成30年度に発生した西日本豪雨災害において、店舗等の非住家の罹災証明書が、中小企業等グループ補助金などの各種支援制度の適用に必要なとなっているにもかかわらず、非住家の被害認定に係る指針が定められていないため、被害認定調査を実施する市町村において、個別案件ごとに判断する必要があり、多大な時間と労力が必要となった事例があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

店舗等の非住家の被害認定に係る指針が明確化されることにより、市町村間での被害認定のばらつきを防止するほか、迅速な被害認定調査や罹災証明書の発行に結びつき、被災者に対する各種支援制度の適用がスムーズになることによって早期の生活及び事業再建が期待できる。
また、全国的な相互支援体制の整備が進む中、応援職員による支援の円滑化に繋がるなど、防災業務の標準化の推進にも効果が期待できる。

根拠法令等

災害対策基本法第90条の2、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府（防災担当））

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、さいたま市、川崎市、名古屋市、豊橋市、大阪府、小野市、福岡県、熊本市、大分県

○非住家の罹災証明書については被害認定に係る指針がないことから、交付の対象とするか等、災害が発生する度に対応に個別に対応を決定してきたところである。

各府省からの第1次回答

今回の質問は、店舗のみではなく非住家全般に関する指針等の明確化を求められていると認識しておりますが、そもそも住家の罹災証明書は、全ての被災者の生活の根幹である「住まい」の被災状況を証明する書面として、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき発行されるものであり、各種公的支援の判断材料として使わ

れていることから、内閣府において、統一的な指針である「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考資料として作成しているところです。

非住家については、各自治体において「被災証明書」等として、それぞれの用途に応じて、任意に発行されているものであり、統一的な基準を作成することは考えておりません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では、非住家の被害認定に関する指針等が国から示されることにより、迅速かつ円滑な被害認定調査や罹災証明書発行に繋がり、被災者の生活再建、事業再建に繋がるものと考え、要望を行っている。今回の貴府の御回答では、非住家の証明書は「それぞれの用途に応じて、任意に発行されているもの」とされているが、非住家の証明書についても住家の罹災証明書と同様に、「中小企業等グループ補助金」などの公的支援の判断材料として使われており、被災者にとって重要かつ必要不可欠な書類であるという点では同じである。

貴府は、防災に関する基本的な政策、大規模災害発生時の対処に関する企画立案及び総合調整を担っており、国の防災政策の司令塔であると認識している。多くの災害の経験に基づき提案している地方の声に真摯に向き合っていただき、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を直接適用できない、非住家固有の構造(非住家全てを対象とすることが難しいのであれば、まずは、倉庫やコンビニ店舗等が浸水の被害を受けた場合)について、被害認定の判断材料となる指針や参考資料、類型別の被害認定の事例集など、関係省庁と連携して、できるものから御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、市町村の負担とならないよう配慮していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

被災者の生活基盤に直接関わる「住家」の被害認定調査は、災害対策基本法第90条の2に基づく事務であり、その結果(罹災証明書)は、災害救助法や被災者生活再建支援法による支援の判断材料にもなるものであるため、内閣府で指針を策定しています。

一方、「非住家」の被害認定調査は、任意の事務であり、事業所、店舗、工場、病院など、用途や構造が多岐にわたり、調査の目的や手法も様々になると想定されるため、統一的な指針を策定することは不適切であると考えます。また、仮に国が指針等を策定した場合、調査の必要性や調査の手法を縛ることに繋がるだけでなく、調査を行うことが方向付けられ、結果的に自治体の自主性が損なわれたり、負担が増すことに繋がり、本来優先して実施すべき被災者支援を十分に行えなくなってしまうことを憂慮します。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

都道府県から総務省へ報告する地方交付税法に基づく調査の期限及び内容の見直し

提案団体

茨城県、宮城県、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方交付税法第5条に基づいて都道府県から総務省に報告する市町村の普通交付税算定に係る基礎数値について、報告期限又は内容の見直しを行うこと。
普通交付税の基礎数値として各省庁に報告した基礎数値の省庁間で横断的な数値共有を行うこと。

具体的な支障事例

①子ども・子育て支援新制度に係る基礎数値

当該項目については、内閣府・厚生労働省から都道府県の子ども担当課宛てに園児数等調査(令和3年報告期限:5月22日)等が照会されており、同調査の報告数値を普通交付税の基礎数値として市町村担当課から総務省にも回答している。(令和3年報告期限:6月4日)市町村担当課としても子ども担当課と連携をとり、突合した数値の報告に努めているが、保育園等の対象施設や市町村の子ども担当課にとっても厳しいスケジュールとなっているため、期限内の正確な数値の把握に苦慮している。

②固定資産税に係る基礎数値

当該項目については、市町村担当課が市町村数値をとりまとめて総務省に提出する固定資産の価格等の概要調書に基づき、普通交付税の基礎数値を報告するが、概要調書の報告期限(令和3年:7月9日)に対し、普通交付税基礎数値の報告期限(令和3年:6月10日)が大幅に前倒しの設定となっている。市町村にあっては普通交付税の基礎数値報告のための作業が別途発生することで負担が増している他、概要調書の提出までに数値が修正となることも多い。

なお、地方税法第418条によると、「市町村長は、(中略)概要調書を作成し、毎年四月中に、これを道府県知事に送付しなければならない。」とあるが、前述のとおり総務省においても実務を優先した報告期限の設定となっており、法令の遵守が実務上困難である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

求める措置の実現が図られた場合、自治体職員の事務効率化・負担軽減となる。

根拠法令等

地方交付税法、子ども・子育て支援法、地方税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

室蘭市、岩手県、いわき市、入間市、東大和市、浜松市、豊橋市、稲沢市、滋賀県、京都府、京都市、豊中市、島根県、倉敷市、山口県、松山市、長崎市、宮崎県

○学校基本調査においても、基礎数値の根拠となる各調査の報告期限より前に県への普通交付税算定数値の報告期限が設定されるため、仮数値の報告や、数値修正を何度も行う事例が散見され、手戻りによる算定事務の非効率性だけではなく、市においても最新数値の食違いや所管部局からの報告漏れなどがリスクが起ころう。このことから、適正な報告時期の設定や、基礎調査のあるものについては国等より提示された数値について各自治体が確認を行う手順に変更するなどの業務効率の向上を図っていただきたい。

○「固定資産の価格等の概要調書」は、報告内容が多くかつ細かく求められており、システムから抽出したデータに基づいて加工や表計算を設定して作成し、かなりの時間と労力を要している。地方税法上求められている4月中の都道府県の提出は、既に形骸化している。また、今回の国が定める税務システム標準仕様書の中でもこの概要調書作成については、標準対象外となっている（標準化できない内容を市町村に報告を求めている）。以上のことから、概要調書の報告内容の見直し（簡素化）を行うことで、市町村の負担軽減につながり、ひいては統計データの精度向上につながると考えられる。

○子ども・子育て支援新制度や固定資産税に係る基礎数値は例年引用する調査の集計処理と並行して普通交付税の基礎数値を報告する必要があるが、市町村等から修正報告があれば都度修正対応しているが、正確な数値を把握できないこともあり、後年度の錯誤措置の対象になることが多い。

○基礎数値の算出に必要なデータが6月中旬以降にしか収集できず、締切に間に合わせることは事実上不可能となっている。

各府省からの第1次回答

地方交付税は、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、可能な限り早期に交付決定を行うことが必要である。そのため、地方交付税法第10条3項において、普通交付税の額については遅くとも8月31日までに決定しなければならないとされているところ、地方団体の財営運営に資するよう、基本的に7月中に交付決定を行っている。

ご指摘の子ども・子育て支援新制度、固定資産税及び学校基本調査に係る基礎数値の報告時期についても、上記の状況を踏まえて適切に設定しているものであり、全地方団体からもスケジュール通りにご報告いただいているところであるため、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは交付決定日の遅延や算定事務作業の期間短縮によるミスにつながり、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがある。

また、地方団体からの基礎数値の報告は地方交付税法第5条に基づいており、市町村分の基礎数値については都道府県が審査し、総務省に送付することとされている。これは算定に用いる数値の妥当性を確保するためにも重要な事務であり、報告いただく基礎数値についても、算定に用いる必要最小限の内容に留めている。その上で、総務省においても普通交付税の額を算定するための事前の基礎数値のチェックとして、例えば、ご指摘の園児数等調査等の報告内容を省庁間で横断的に共有しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「子ども・子育て支援新制度、固定資産税及び学校基本調査に係る基礎数値の報告時期についても、上記の状況を踏まえて適切に設定しているものであり、全地方団体からもスケジュール通りにご報告いただいている」とあるが、毎年交付税検査で修正を行っている団体がたくさんあることから時期が適切に設定されているとは言い難い状況である。

また、交付決定日について、令和3年度においては、国調人口の入替の関係で交付決定が8月3日になったが、市町村から財政運営に支障があったといった声もなかったため、8月上旬に交付決定を行ったとしても何ら問題がないと思われ、8月上旬の交付決定を見据えた調査スケジュールを設定することも可能なのではないかと。

なお、「総務省においても普通交付税の額を算定するための事前の基礎数値のチェックとして園児数等調査等の報告内容を省庁間で横断的に共有している」とあるが、今年度においても園児数等調査の修正や固定資産税の概要調書の修正が総務省への基礎数値報告後にあり、他省庁の照会を利用した事前の基礎数値チェックは修正前の数値であるため、あまり効果的ではない。

最後に、どうしても期間を後ろ倒しできないのであれば、他の費目でも実施しているとおり、n年度の数値ではなく、n-1年度の数値を使うといった方法もあるので、柔軟な対応を検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岩手県】

地方交付税法第5条に基づき、知事が総務大臣に提出した市町村分の基礎数値については、ご指摘のとおり

都道府県が審査のうえ数値の妥当性を確認したものであることから、内閣府及び厚生労働省が改めて同様の内容を調査せずとも法に基づく調査結果を共有することで正確かつ効率的な把握が可能になるものと思料する。
事前の基礎数値のチェックとして省庁間で情報を共有するのではなく、法に基づく調査結果を共有してはどうか。

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

地方団体の財政運営上の見地から、当該年度の事業の執行に支障が生じないよう、できる限り早く交付額を把握したいとの声があることから、普通交付税の決定時期は早ければ早いほどよく、また、地方団体から、①9月補正予算の編成のために7月末までに交付額を把握したい、②8月に交付決定がされると臨時財政対策債の8月発行に支障がある、③翌年度の予算編成に必要な資料の作成のため、7月中に交付決定してほしい、等の声もあり、基本的に7月中に交付決定を行う必要があると認識している。したがって、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがあり、困難である。

また、当該年度における地方団体の財政需要を的確に捕捉する観点から、基礎数値は直近の数値を用いることが望ましく、当該年度において算定までに調査が可能な基礎数値については当該年度の調査結果を用いることとしており、事務作業の都合を理由として前年度の数値を用いることは適当ではない。

なお、普通交付税算定の基礎数値の元となる調査等の提出期限と基礎数値の報告期限との間隔を確保する観点から、ご指摘のあった園児数等調査等についても、引き続き、関係省庁と連携しながら、適切な提出期限について調整してまいりたい。

地方団体から報告いただく基礎数値については、①報告数値の時点が異なる、②数値の桁が異なる等の誤りを生じている場合も多く、そうした誤りを解消するために、調査結果を各府省から事前に取り寄せ、総務省においても数値チェックを行っており、それによりミスを防げているケースも多々あることから、事前の基礎数値のチェックは効果的な作業である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

159

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

私立認定こども園等における障害児の受入支援については、国庫補助制度を一本化する等、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策充実を推進すること。
障害児を受入れる私立認定こども園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入れ障害児が1人であっても補助対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

障害児保育事業(現在は一般財源化)の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れる場合に、私学助成及び子ども・子育て支援交付金により、職員の加配に必要な費用を補助している。

【支障】

幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:特別支援教育推進事業)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金:多様な事業者の参入促進・能力活用事業)となっており、同じ園で、2つの申請手続が必要なケースがある。

受け入れる障害児が1人である場合は補助対象とならず、障害児の受入や保育士等の処遇改善が進まない。

[文部科学省私学助成(特別支援教育推進事業)の補助要件、補助額(年額)、負担割合]

受入障害児2人以上

784千円/人

国庫1/2・都道府県1/2

[内閣府子ども・子育て支援交付金(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)の補助要件、補助額(年額)、負担割合]

受入障害児2人以上

約784千円/人(月額65,300円/人)

国庫1/3・都道府県1/3・市町村1/3

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

障害児の受入促進や保育士等の処遇改善、補助金・交付金の交付申請に伴う施設及び地方公共団体の事務負担軽減が図られる。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱、多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱、私立高等学校等経

常費助成費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、茨城県、前橋市、千葉市、川崎市、浜松市、大阪府、島根県、広島市、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県

○当市でも、子ども・子育て支援交付金を活用し幼保連携型認定こども園に対し同様の補助を行っているが、受け入れる障害児が1人である場合は交付金の対象とならず、市単独補助を実施している。

各府省からの第1次回答

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)において、『既に一般財源化した保育認定子どもに係る部分については、国と地方の税財源配分の在り方に関わる課題であり直ちに変更を行うことは困難であることなどから、現時点で認定こども園に係る障害児等支援事業を一元化することは困難であるが、各園への支援レベルが低下することのないようにしつつ少しでも事務の簡素化を図る観点から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定こども園の3～5歳については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とすべきである。一方、施設類型や設置主体により障害児等に対する必要な支援は異なるものではないため、更なる支援の一元化については、国地方の税財源配分の在り方等に関する大局的な議論の機会をとらえるなどして、引き続き検討すべきである。』とされているとおり、私学助成と、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の補助対象については、令和3年度より現在の補助体系に整理されたところ。今後の国庫補助の在り方については、引き続き、検討を行うことが必要である。なお、〈求める措置の具体的内容〉の後段にある事業の対象要件の見直しについては、地方分権改革室において財務省と協議の上で回答を要する事項の対象外と整理された。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

近年、発達障害児をはじめとした障害児を受入れる認定こども園等が増加していることから、受入支援を強化していく必要がある。回答のような一般財源化部分に係る提案ではなく、幼稚園型認定こども園に係る提案であることをまずご理解いただきたい。現状、国庫補助制度については、一部見直しはなされたものの、幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:特別支援教育推進事業)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金:多様な事業者の参入促進・能力活用事業)と、同じ園で、2つの申請手続が必要なケースが残ったままである。対象児童の保育認定の状況によって、活用する補助制度が異なるわかりにくい体系であり、関係者からも煩雑で管理も大変であるとの声がある。こども家庭庁の創設を機会として、関係省庁の縦割りを廃し、認定こども園を対象とする国庫補助制度は、全て内閣府(こども家庭庁)に一元化するなど、真摯に利用者目線での制度見直しを検討されたい。なお、今回は回答を要する事項の対象外と整理されたが、補助対象要件の見直しについては、各幼稚園等からの要望も多い。障害児の受入に際しては人数を問わず一人ひとりにきめ細やかな対応を求められているほか、同一園に2名の障害児を受入れていても、前述の保育認定の状況によっては2名のうち1名のみが補助対象(うち1名は補助対象外)となる場合もあることから、元より受入障害児が1人であっても補助対象となるよう一元化と併せて前向きに検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案の内容は、「幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:幼稚園等特別支援教育経費)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金:多様な事業者の参入促進・能力活用事業)と、同じ園で、2つの申請手続が必要なケース」において、施設の交付申請に係る事務負担の軽減を求めたものと認識している。既に都道府県及び市町村間において施設の交付申請手続の簡便化を実施している事例の有無なども参照しつつ、現場の事務負担の軽減に資する対応について検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

165

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額、要素事業間の2割以内の流用等、軽微変更としての報告が求められている全てについて、報告を不要とすること。

具体的な支障事例

【現状】

地方創生推進交付金交付要綱第7条に定める「交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更」であって、以下のいずれかに該当するものは、軽微変更として報告することとされている。

- ①交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額
- ②交付決定を受けた直近の実施計画に実施計画における、当該年度経費内訳の要素事業間の2割以内の流用
- ③企業版ふるさと納税の併用に関する変更(事業期間の延長を伴わないものに限る)
- ④文言その他記載内容等の変更

【支障】

留意事項では「2割以内の減額のみの場合報告は必ずしも必要でない」とあり、また、「文言その他記載内容等の変更」の場合は報告が必要となっているなど基準が曖昧なため、変更報告の要否をその都度確認する必要が生じる。

市町によって対応も異なり、軽微変更でも逐一報告・相談される場合もあり、報告にあたっては変更後の実施計画に加えて新旧対照表の作成が必要であるなど事務が煩雑である。

事業の目的等に影響がないにもかかわらず、変更報告後でなければ事業実施が認められない。また、資料一式の事前確認を受けた後に正式報告することになっており、報告資料作成のほか、内部決裁や県経由による調整など手続に時間を要するため、事業の推進に支障が生じる可能性がある。

[例: 令和3年度中の軽微変更]

2割以内の減額: 3件(3市町)

企業版ふるさと納税の併用: 3件(3市)

文言変更: 3件(1市)

その他、地方創生拠点整備交付金に係る軽微変更: 1件(県)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

軽微な計画の変更手続に伴う地方公共団体の負担軽減が図られる。

根拠法令等

令和3年5月19日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡「令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の事業期間中における実施計画の変更について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、富谷市、川崎市、相模原市、新潟県、新発田市、稲沢市、京都市、城陽市、高松市、今治市、長崎県、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市

○地方創生推進交付金の交付要綱ならびに関連事務連絡や通知、様式は多数にわたりかつ複雑で、また事業計画書の記入項目も多く、全体を把握するのが非常に難しく時間がかかる。そのため簡素な修正だけでも事務負担が大きく、利用しづらい制度となっている。制度を整理したうえで手続きを簡素化し、軽微な変更は報告不要として、使いやすい制度としていただきたい。

○当市でも、軽微変更に係る事務(報告資料の作成等)で時間を要したことがあり、特に「④文言その他記載内容等の変更」については、事業目的に沿う内容の軽微な変更であれば報告不要としていただきたい。

○当市における令和3年度の企業版ふるさと納税の併用実績は4件である。支障事例として、都道府県を介して事前に報告が必要であり、事案(寄附)が生じた際は早急な対応を求められることから、事務負担が多い。添付書類及び様式の簡素化が必要である。

○軽微な計画の変更手続きに伴う地方公共団体の負担軽減が図られる。

○地方創生推進交付金の実施計画の軽微な変更については、交付金対象事業の目的等に影響を与えるものではないのにも関わらず、変更手続きに伴う事務に時間を要しており、事業の推進に支障が生じる可能性があることから、変更手続きは不要と考える。

各府省からの第1次回答

提案のご趣旨を踏まえ、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、軽微変更報告においてどのような内容の見直しが可能であるか検討を行い、結論を得る。なお、軽微変更報告そのものを廃止することについては、適切でないため困難である。

軽微変更報告については、地方創生推進交付金交付要綱第7条に定める「交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更(以下、「細部の変更」という。)」であるか否かを国として判断しているが、以下に掲げる理由のとおり、各地方公共団体における不利益の防止や効率的な事業執行などを図るために実施しているものであり、廃止することは困難である。

<不利益の防止>

軽微変更報告を廃止した場合の不利益事例として、実績報告時に細部の変更とは認められない(変更交付申請が必要であった)内容があった場合、これに係る経費について交付金の交付を受けることができず、財政負担が増加することや、都道府県において実績報告の審査を行う際、経費の増減や流用、記載内容変更など全てを確認することとなり、かえって都道府県・市区町村ともに事務負担が増加することなどが考えられる。

<効率的な事業執行>

軽微変更報告により、各変更時点における最新の実施計画の適切な管理を行うことで、適切な事業執行や実績報告における効率的な業務遂行が可能となり、また、国と地方公共団体における適時適切な情報共有も可能とするものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業の目的・効果に与える影響が皆無(又は極めて軽微)であるにも関わらず、報告対象の確認や手続きが煩雑で、変更手続きが「軽微変更報告」と「変更(軽微以外)の申請」の2種類あり、報告要否を判断するための基準も曖昧であるため、軽微変更報告の手続きが効率的な業務遂行上の支障となっている。

この変更手続きが2種類あることが事務の混乱を招く原因で、軽微変更報告が実績報告時に細部の変更とは認められない内容の発生を防止するとは考えにくく、事業内容の追加・増額や要素事業間の2割以上の流用など地方自治体の財政負担に影響するような重大な変更は変更申請の際に精査されることから、軽微変更報告を廃止することで指摘のような不利益事例が発生することは想定されない。

さらに、軽微変更報告を提出することにより、実績報告時の確認業務を省略できるものではなく、実績報告時には、軽微変更報告の手続きに関わらず、経費の増減や流用、記載内容変更など全てを確認しており、かえって事務負担が増加するという事はない。

事業執行面においては、実務上、軽微変更報告後でなければ変更に着手できず、正式報告前に事前確認の必要があるなど手続きに時間を要することから、事業の進捗に支障が生じる。加えて、軽微変更報告の必要性が乏しく、同じような内容の変更であっても、報告するか否かの対応が市町によって異なっており、現状においても、県としては手続きを行っても県内市町の全ての状況を把握できないため、県全体としては適時適切な情報共有にはなり得ていない状況であり、軽微変更報告が廃止されても問題ないものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地方創生推進交付金事業実施計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

軽微変更報告が必要かどうかの基準が明確でないことから、事業執行面においては、正式報告前に事前確認の必要があるなど手続に時間を要しており、事務の負担となっているのではないかと。また、軽微変更報告が必要なものは都度報告しており、それも事務の負担となっているのではないかと。

変更申請の要件は明確であることから、実績報告時に軽微変更とは認められない内容が新たに発見されるなどの不利益事例は発生しないのではないかと。軽微変更の都度、報告を行うのは煩雑なのではないかと。

軽微変更報告を提出することにより、実績報告時の確認業務を省略できるものではなく、実績報告時には、軽微変更報告の手続にかかわらず、経費の増減や流用、記載内容変更など全てを確認しており、軽微変更報告がなくなることで効率的な事業執行がなされないということはないのではないかと。

各府省からの第2次回答

地方公共団体の負担軽減を図る観点から、軽微変更報告における基準や事務手続き等の見直しについて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。例えば、都道府県経由で報告事務を行っていた市区町村事業について、市区町村から国への直接報告を可能とすることや、事業着手前に報告の完了を求めていたことについて、交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であれば、事業着手後の報告も可能とすること、当該年度事業費の2割以内の減額のみ場合は報告が“必ずしも”必要ではないとしていた点について、報告を不要とすること等の見直しを想定しているところである。なお、軽微変更報告そのものを廃止することについては、適切でないため困難である。

※理由等は別紙のとおり。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化

提案団体

全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。

計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。

(例1) 事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする

(例2) 入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする

具体的な支障事例

【現状】

都道府県知事は、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等(県単独事業も含む)について、5箇年間の計画を作成することができる(任意)。

緊急的に整備すべき施設等を本計画に記載することで、対象事業(福祉施設・学校整備等に限る)の一部で補助率の嵩上げが認められる場合がある。

都道府県知事は、当該計画を作成しようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

【支障】

計画策定にあたり、計画に記載する全事業(補助率の嵩上げ対象外の事業も含む)について、個別省庁との下調整→内閣府と事前協議→内閣府と正式協議→同意の手順が求められ、労力を要している。

計画に記載した全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札・設計変更による増減額等)が求められ、県・市町ともに回答作成に係る業務負担が大きい。

加えて、実際に補助率の嵩上げが認められるかは計画策定後の個別協議に委ねられるため、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定時の協議プロセスを簡素化することで計画策定に伴う地方公共団体の負担が軽減されるとともに、計画の進捗管理に伴う負担軽減が図られる。

根拠法令等

地震防災対策特別措置法第2条、地震防災緊急事業五箇年計画作成要領、令和3年10月14日付け府政令第1046号内閣府通知「第5次地震防災緊急事業五箇年計画に係る事業の進捗状況等について」(令和3年度の場合)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉市、浜松市、徳島県、高知県、福岡県、熊本市、大分県、宮崎県

○当府においても、計画における、市町村への変更内容の確認→個別省庁との下調整→内閣府との事前協議→全市町村の同意確認→内閣府と正式協議→内閣府同意の手順が求められ、労力を要している。
また、進捗管理についても、全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理（入札・設計変更による増減額等）が求められ、市町村ともに回答作成にかかる業務負担が大きい。
○五箇年計画の策定・変更にあたり、県内市町村、消防等への照会や庁内での調整に加え、その後の各省庁との調整、内閣府への協議・同意等の業務があり、多大な時間、労力を必要とする。しかし、それらの業務が補助金の嵩上げに寄与するケースは少なく、費用対効果が低いと考えられるため、事務の簡素化や他計画での代替等が必要であると考えます。
○国による詳細な進捗状況調査への回答作成に係る業務負担が大きい。加えて、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。

各府省からの第1次回答

地震防災対策特別措置法は、全国各地にわたる地震防災のための施設等の整備推進を目的の一つとしており、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」）に基づき地方公共団体が実施する事業に要する経費について、主務大臣の定める基準等に適合するものに限り、それに要する経費の一定割合を国が負担することとしている（同法第4条）。
こうした経費を国が負担するに当たり、五箇年計画について国の同意手続を設け（同法第2条第3項）、これにより補助率が嵩上げ等の前提となる主務大臣の定める基準等への適合を確認しているものであり、国との協議及び国による同意の廃止は困難である。
また、国（関係省庁）との下調整等の事前協議プロセスについては、正式協議時に、例えば、主務大臣基準等を満たさないことによる不同意といったことが生じないように、手続きの円滑化を図っているものである。
具体的には、まず、下調整において、五箇年計画に計上しようとする事業について、主務大臣基準への適合の確認、補助事業利用の妥当性の確認等の実質的調整を行っており、その後に行う事前協議において、下調整結果の反映漏れといった形式的な確認を行っているものであり、仮に、下調整・事前協議を不要とした場合、主務大臣基準への適合の確認、補助事業利用の妥当性の確認・調整作業を正式協議の中で行わざるを得なくなり、かえって地方公共団体の負担が増大しかねない。
一方で、計画策定に係る事務負担軽減については、提案内容を踏まえ、例えば、下調整の簡素化などについて、関係省庁と調整の上、検討を進めてまいりたい。
加えて、計画の進捗状況の調査についても、提案内容を踏まえ、例えば、調査項目の精査を行うなど、進捗状況の把握に係る事務負担の軽減について検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地震防災緊急事業五箇年計画は、そもそも都道府県知事による任意計画であり（地震防災対策特別措置法第2条第1項）、都道府県が地域の実情に応じて策定するものである。そのため、同計画に記載する事業についても、主務大臣基準に適合するかも含め、都道府県が自主的に判断するものであって、担当省庁との非公式な下調整・事前協議において記載の許可を得るものであってはならない。元より法令上、担当省庁との調整は内閣総理大臣が行うべきであり、下調整・事前協議があるから地方公共団体の負担が軽減されているとの指摘は当てはまらない。
また、計画に特定の事業を記載することで補助率の嵩上げが認められる可能性があることから、嵩上げのための必要条件を満たすことが計画策定の事実上の目的になっている。その一方で、実際の嵩上げの判断は個別の補助金協議によって決定されており、過大な事務負担を要する下調整・事前協議等を経て、ようやく記載を認められた事業が必ずしも嵩上げに繋がらない。よって、嵩上げ対象事業の決定には、国との協議及び国による同意は実態として影響せず、不要である。加えて、記載対象事業として提示されている187区分の事業に対し、嵩上げ対象は僅か9区分しかなく、実際に嵩上げが認められるものはこのうちの一部事業に留まるなど、費用対効果が非常に低く、計画の存在意義そのものに疑問が生じていると言わざるを得ない。
なお、進捗状況の調査についても計画策定時と同様に、県内市町も含めて相当の負担となっていることから、早急に改善を図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続き及び進捗管理については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

法律上、都道府県知事が実施しなければならないのは、内閣総理大臣への同意協議のみであり、関係行政機関の長の意見聴取は内閣総理大臣が行うこととなっていることから、少なくとも、現在の運用上都道府県に求められている計画策定前の関係行政機関との協議は廃止すべきではないか。仮に、主務大臣の定める基準等への適合性に係る関係行政機関への確認が必要なのであれば、当該確認は内閣府が一元的に実施すべきではないか。

上記のほか、国との協議手続全体について、都道府県の事務負担を軽減するため、下調整・事前協議・正式協議という過重な協議手続の見直しをすべきではないか。

計画の進捗状況の調査に係る事務負担軽減策について、第2次ヒアリングでお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

提案内容を踏まえ、事前の確認プロセスを見直し、現行の下調整・事前協議を一本化するとともに、関係行政機関への確認を内閣府において一元的に実施することにより、地方公共団体の負担軽減を図ることとしたい。なお、事前の確認プロセスについては、地震防災対策特別措置法（以下「法」）第2条第3項の内閣総理大臣の同意に当たって主務大臣の定める基準への適合等を確認し、不同意といったことが生じないように、手続の円滑化を図っているものであり、廃止することは困難である。

なお、本措置については、現行の第6次五箇年計画（令和3年度～令和7年度）の変更手続において試行的に行うこととし、今後、法第4条の規定の効力に係る期限が延長された場合における、本措置の次期五箇年計画への適用については、試行的に行った結果明らかとなった課題等を踏まえ、判断することとしたい。

また、計画の進捗状況の調査については、提案内容を踏まえ、毎年の調査は廃止することとしたい。廃止後の状況を踏まえ、別途進捗状況を確認する必要がある場合には、調査項目を極力絞り込むなど、負担軽減を図った上で、個別に調査することとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。

具体的な支障事例

【現行制度】

補助要件(夫婦の合計所得が400万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。

【支障事例】

転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。

【支障の解決策】

新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。

<参考>

令和2年度 交付決定件数:52件 うち支障事例件数(※):28件

令和3年度 交付決定件数:60件 うち支障事例件数(※):27件

※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

転入者において課税市区町村からの所得証明書の取得が不要となることから、申請に係る負担が軽減され、住民の利便性が向上される。

根拠法令等

地域少子化対策重点推進事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、千葉市、高知県

○支障事例と同様、転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町

村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。

結婚新生活支援事業については、住民票、所得証明書、納税証明書などの諸証明をはじめ、対象経費となる住居の契約書等、申請添付の書類が相当数あることから、情報連携の対象とすることにより、所得証明書への添付を不要とすることで、事務の軽減が期待される。

令和3年度 交付決定件数:19件 うち支障事例件数(※):15件

※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

各府省からの第1次回答

結婚新生活支援事業は年度ごとに要綱要領を定め、予算補助として実施しているところである。当該事業における所得証明書の提出については、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第2条で指定されている「地域少子化対策重点推進交付金」における「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められている。

補助金受給申請者の所得情報を確認するために、マイナンバー制度における情報連携を行う場合、当該事業を法令化する必要があるが、当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であること、及び当該事業の全国の実施状況を踏まえれば、マイナンバー制度の情報連携に向けた法令化の検討は困難である。

なお、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

結婚新生活支援事業における所得証明書の提出については、国の「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められていることから、各自治体が独自に提出の要否を設定できるものではないと考えられる。そのため、国においてマイナンバー情報連携の対象拡大が図られない場合、転入者は、これまでと同様に課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出しなければならず、申請時の負担が大きい状況が改善されない。

また、令和3年度に538市区町村であった本事業の実施自治体数は、令和4年度では629市区町村と増加し、全自治体の約3分の1にのぼることから、本事業に対するニーズは高いものと捉えている。

本事業を新たにマイナンバー情報連携の対象に加えることにより、申請者の負担軽減につながるとともに、事務手続の利便性が向上されることで事業としての魅力が高まり、実施自治体の増加も期待される。少子化対策のさらなる推進の観点から、本提案の採択について前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であることから、所得要件確認のためのマイナンバー連携についての法令化は困難であるが、事業実施自治体への転入後における申請にあたっては、課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出となることにより、申請者の負担が増大しているということも承知している。

申請にあたっての負担軽減に努めている自治体の取組を内閣府から情報提供し、横展開を図ることで、申請者の負担軽減につなげるとともに、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討する。

また、ご提案のような支障事例があることを踏まえ、マイナンバー法第19条第9号に基づく情報連携の在り方について検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

政令指定都市の長が行う認定こども園の認可や認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議に際して都道府県知事が異議を申し立てることはないことから、形式化した手続きとなっている。
なお、認定こども園の認可や認定をした後に、政令指定都市の長から都道府県知事あてに情報提供をすることが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたことの実態の把握が可能であると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不要な事務が削減され、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項、第17条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、千葉県、千葉市、川崎市、滋賀県、島根県、広島市

○当市においても、事前協議に際して都道府県知事の異議申し立てを受けた事例がないことから、形式化した手続きだと感じており、制度改正が必要だと考えている。

各府省からの第1次回答

指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するにあたっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本提案に対しては、指定都市市長会のほか、中核市や事前協議先である都道府県側の意見も踏まえ対応を丁寧に検討する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としている」とのことですが、事前協議の内容についての法令上の基準は無いことから、実態としては、施設名、所在地、設置者の名称、利用定員等の基本的な情報のみの形式的な協議となっています。また、当市内の認定こども園において、市外(広域利用)児童の割合は、0.15%とごくわずかであるという実態から、都道府県知事による広域的な観点からの調整の必要性が低いと考えられます。

指定都市等における認定こども園の認可・認定については、法令に従い指定都市等が条例で認定こども園の設備及び運営の基準を定めていること、また、その他の審査基準についても法定されていることから、都道府県知事との協議を行わなくとも、指定都市等の判断により事務の執行は可能であります。

以上より、認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議は形式的なものになっているため、廃止することは問題ないと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

子ども・子育て支援事業計画の策定の段階で広域調整は行われていることから、認可・認定の段階にまで事前協議を行うのは指定都市等への関与が強すぎるのではないかと。

事前協議の結果、都道府県知事が広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から認定をしないよう要請された場合において、指定都市等では認定こども園法第3条及び第17条に規定されている要件を全て満たしているときに、指定都市等の長が当該申請について認可・認定をしないことができず、実質的に意味のない事前協議となっており、その点からも事前協議は不要ではないかと。

各府省からの第2次回答

指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本事前協議は、位置や施設、定員等の個別の状況を基に行われるべきものであり、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更の際の事前協議とは趣旨を異にするものである。

また、事前協議に際して、都道府県は、設置認可・認定そのものの適否以外の意見を述べることも可能であり、例えば、「今後の入園児の状況を考え特別な配慮を必要とする園児の受入れ体制も整えてほしい。」等といった意見を述べている例もある。そのため、設置認可・認定しないことができる場合に該当しないとしても、必ずしも「実質的に意味のない事前協議」となるわけではない。

提案団体の見解や、今回、都道府県や指定都市・中核市に意見等を照会した結果を踏まえると、本事前協議の趣旨が十分に認識されていないものと考えられる。

形式的なものとなっているという指摘は、上記から生じているものと考えられるところであり、今回の提案等を踏まえて、本事前協議の趣旨や協議の際に共有すべき事項を周知することとする。

なお、設置認可・認定しないことができる場合について見ても、例えば、認定・認可の際に特定教育・保育施設の利用定員の総数が特定教育・保育施設の必要利用定員総数を既に上回っているか、認定・認可によって上回ると認めるとき等は、指定都市・中核市は認可・認定しないことができるが、そうした認定こども園が令和元年度以降全くないと回答した指定都市・中核市は、指定都市・中核市全体の半数に満たないところである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

201

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更手続の簡素化

提案団体

岐阜県、栃木県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、事業計画に直ちに影響しない変更については軽微変更手続を要しないこととするとともに、通常変更についても変更手続の簡素化を図ること。

具体的な支障事例

令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)は、事業計画の文言の簡単な変更や経費の少額な流用等の事業計画に直ちに影響しない変更ですら、軽微変更の手続が必要とされており、事業をスムーズに実施することができない。
また、通常変更についてもその手続時期が限定されている上、内閣府地方創生推進室による事前承認が必要とされているため、希望する時期にサテライトオフィスの施設整備を柔軟に行うことができない。具体的な支障事例としては、令和2年度補正予算で計上された前身の地方創生テレワーク交付金にかかる市町村事業において、通常変更の申請期間が終了した後に変更が生じた場合、軽微変更の範囲に収まる変更とするよう市町村に指導した事例がある。申請期間の終了後に通常変更が必要な事象が生じたとしても、実情に即した対応ができない状況であった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

変更手続を簡素化することで、地域の実情に即したサテライトオフィスの施設整備を行うことができる。

根拠法令等

令和3年9月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「地方創生テレワーク交付金の変更交付申請について」、令和4年4月28日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更交付申請について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、長野県、大垣市、可児市、京都府、兵庫県、香川県、高松市、高知県、熊本市、大分県

○サテライトオフィス等開設支援事業として民間運営事業者を公募し事業を実施しており、民間事業者からの応募が少なく整備施設数を減少した場合には、事業計画を変更する通常変更を国に申請する必要があるが、通常変更の申請期限が限定されており、公募期間の関係で申請期間の終了後に通常変更が必要な事象が生じたとしても、実情に即した対応ができない状況である。

○当市においても、令和3年度に採択されたテレワーク交付金事業において、軽微変更該当すると思われる

内容で事前相談を行い、結果として想定通り軽微変更として報告を行った事例があるが、實際上、通常変更と変わらない程度の事務作業が発生しており、手続きの簡素化が望まれる。

各府省からの第1次回答

「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)」(令和3年度補正)の変更申請については、以下のとおり、「地方創生テレワーク交付金」(令和2年度第3次補正)から大幅な簡素化を行ったところです。

<主な簡素化内容>

①経費の流用(経費項目間の組み換え)

通常変更(※審査・交付決定を要する変更)の対象となる範囲を、「交付対象事業の各要素事業の事業費の2割を超える場合」から、「交付対象事業費総額の2割を超える場合」に限定し、通常変更を要せず経費流用できる範囲を大幅に拡大。

②経費項目の追加・削除

通常変更(※審査・交付決定を要する変更)の対象となる範囲を、「経費項目の追加又は削除を行う場合」から、「交付対象事業費総額の2割を超える経費項目の追加」及び「事業計画に影響を与える可能性がある経費項目の削除」のみに限定し、通常変更を要せず経費項目を追加・削除できる範囲を大幅に拡大。

③軽微な経費減額(報告不要化)

軽微な経費の減額(減額が当該経費項目の2割以内)については報告自体不要とする。

これにより、例えば、通常変更(審査・交付決定を要する変更)について、申請件数が前年同時期から大幅に減少(昨年度16件から今年度2件に減少)しており、スムーズな事業執行に寄与していると認識しております。

なお、今年度は4月1日に全ての採択事業を交付決定したところですが、通常変更の実施時期については、地方公共団体の要望に柔軟に対応するため、7月末交付決定及び10月末交付決定の2回実施することを予定しております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

変更申請手続について、御記載のとおり簡素化を行っていただいたことは大変ありがたいが、軽微変更のうち、「文言その他記載内容の修正」については、現在も見直しが行われておらず、「修正が事業内容に影響する可能性がないもの」とされているにもかかわらず、事前相談及び修正した計画の提出を行う必要がある。事業内容に影響がないことが明らかな文言等の修正については、実績報告の際に修正した計画を報告することで足りることとするなど、更なる簡素化を検討いただきたい。

また、通常変更については、昨今のコロナによる海外のサプライチェーン断絶、ウクライナ情勢の悪化による資材高騰などの資材設備の取得に影響を及ぼす可能性がある事態が相次いで発生しており、10月末変更の受付終了後に大幅な計画変更が必要な事象が生じた場合に、対応不能となる可能性を懸念せざるを得ない。そのため、予見し得ない外的要因による大幅な計画変更については適宜変更を受け付けていただけるよう引き続き検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【香川県】

「通常変更の申請期限が限定されており、公募期間の関係で申請期間の終了後に通常変更が必要な事象が生じたとしても、実情に即した対応ができない状況である。」という障害事例に対し、「通常変更の実施時期については、地方公共団体の要望に柔軟に対応するため、7月末交付決定及び10月末交付決定の2回実施することを予定している。」という回答であるが、当県では、公募期間の終了時を12月にしており、国の回答では対応できないため、当該障害事例については柔軟な対応をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

軽微変更のうち、「文言その他記載内容の修正(修正が事業計画に影響を与える可能性がないもの)」については、実績報告の際に修正した計画を提出することでも可とし、自治体宛てにその旨を周知いたします。ただし、

実績報告時に軽微変更とは認められない(修正が事業計画に影響を与えるものであり、変更交付決定を要する)内容があった場合は、これに係る経費について交付金の交付を受けることができない点にご留意ください。また、通常変更の実施時期について、新型コロナウイルスの影響により資材調達が困難となる等の外的要因により、現在の通常変更受付期間終了後に通常変更に該当する変更が発生する場合は、別途、通常変更手続きを実施いたします。具体的な時期については、自治体のご意見も踏まえて検討し、周知いたします。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと

提案団体

利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条の規定を撤廃することにより、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することを求める。

具体的な支障事例

児童手当の支給事務は原則市町村が行っているが、児童手当法第17条の規定により、国家公務員は所属する各省各庁の長、地方公務員は所属する地方公共団体の長が支給事務を行うこととなっており、受給資格者が「公務員⇒非公務員」や「非公務員⇒公務員」へ変更になると併せて申請先も変更になるといった、利用者にとって理解しにくい制度となっている。

また、児童手当法第4条第3項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。

受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われず、申請漏れにより、不支給期間が生じる支障が発生している。

併せて、恒常的な業務ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請先が異なることによる申請漏れがなくなり、児童手当の不支給期間の発生が抑制され、住民サービスが向上する。

今後、児童手当の仕組みを活用した国の政策等による事務が発生した場合も、住民は迅速にサービスを受けられ、市町村はスムーズに事務を行うことが可能になる。

根拠法令等

児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、ひたちなか市、前橋市、富津市、新宿区、相模原市、長野県、愛知県、半田市、小牧市、伊勢市、滋賀

○当市でも同様の事例が発生しており、全国の自治体に共通して生じる支障であることを考えると、当該提案による改善が望まれる。

○公務員分の児童手当も市町村が支給事務を行うことにより、申請先が統一され、支給漏れが減少することが期待される。また、児童手当の仕組みを活用した給付金の支給については、公務員も含めて居住地の市町村から支給するため、特に単身赴任の方で児童が別住所にある者など、申請が必要となる公務員分の情報把握に時間と労力がかかった。このため、公務員分も市町村が支給事務を行うこととなれば、今後児童手当の仕組みを利用した国の施策等による事務が発生した場合は、市町村はスムーズに事務が行うことができる。

○児童手当システムをもとにした給付金を令和2年度から複数回行っているが、公務員も対象になっているにも関わらずデータの収集に時間を要し、通知の送付や、申請漏れにつながった。

○当市においても、「公務員⇒非公務員」になった際に、市での受給資格消滅手続きがなされていないことから、手当の過払いとなり、返還を求めた事案がある。公務員となったことは、公簿上では確認できず、令和4年度から現況届の提出も原則不要となっていることを勘案しても、今後同様の事案が発生する可能性も高いと思われることから制度改正が必要であると考え。

○過去に当市では、公務員採用による過誤払や、窓口での誤った申請先の案内による未請求案件が発生しており、対応に苦慮しているため、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することが望ましいと考える。

なお、国から3月に配付された資料(担当者ベースの一案)によると、公務員の児童手当を市町村から支給することについての改正は令和6年3月施行で検討されている。

○過去に当市においても、公務員になった際に受給事由消滅届を提出し忘れ、居住地と職場からの二重支給となる事例や公務員を退職した際に居住地に申請する必要があることを知らず、未支給の月が数ヶ月発生するという事例などがあつた。

連絡票を作成することや周知に力を入れる等の対応によって多少の改善は見込まれるが、確実に防ぐことはできず、受給者にとって不都合が生じている。

今後、官民の人材交流を進める上でもデメリットの一つになることが想定される。

また、国、県、市の財源負担については、別途精算することも可能と思われる。

以上のことから、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することが妥当と考える。

○法改正等により、令和4年6月1日から原則として現況届は廃止となったが、公務員分については、公簿等(住民基本台帳及び課税台帳等)による確認が困難であるため、引き続き現況届の提出を受給者に対して求めることとなり、受給者及び人事給与担当部門において、大きな事務負担となっている。

○新規認定及び現況届の際に、所得の状況を確認するため、受給者から課税(非課税)証明書の提出を求めるが、提出を受けた証明書は、その時点のものであるため、例えばその後、受給者個人で確定申告を行い、前年所得の増減に影響があつた場合、当然に手当区分の変更(児童手当から特例給付へ又は、特例給付から児童手当へ)が生じることもありうる。

しかし、人事給与担当部門において、受給者個人の確定申告の状況は、把握していないため、手当区分の変更については、「税務署による税是正の調査」及び「住民税額改定通知」などから、再度受給者から課税(非課税)証明書の提出を受け、所得の状況を確認する必要があるため、確認する手段にも限界があり、また確認に伴う事務負担の増大に繋がっている。

○現況届の結果、収入逆転により受給者変更(公務員分から市区町村分へ又は市区町村分から公務員分へ)が必要となった場合、受給者に対してその旨を通知し法定手続きを案内するが、受給者が手続きを失念又は理解していないことなどから、法定請求期限(事実発生日から15日以内)が過ぎた結果、受給者の非ではあるが児童手当又は特例給付が受給できない空白の期間が発生してしまう場合がある。

○①公務員分は現況届時の書類提出を省略することが難しい。支払が市町村に変更されれば受給者の管理もしやすくなり、受給者にとっても負担(住民票・所得証明書の取得、金銭的)が減り合理的である。

②辞職出向等で他県へ異動となる者も多く、そのたびに消滅・認定手続きを行うが、部署を経由して書類を処理するため、手続きに時間を要する。住所変更の手続きの際に市町村窓口で児童手当の手続きも一緒に行えば、短時間で処理され漏れが無くなる。

③公務員分は他の所属庁や市町村とのやり取りをする際、判断に温度差があることもあり事務が煩雑になりやすい。市町村に変更されればそれらが解消される。

④退職すれば市町村へ申請しなければならないが、住所地を管轄する市町村から支給されていればその必要が無い。

○「公務員から非公務員」、「非公務員から公務員」に受給先が変更になった場合に、児童手当の申請（認定請求または消滅）を失念している事例が多数見られ、返還を求めることや、児童手当を数ヶ月分受給できなくなるケースが多数みられるため利用者に不利益が生じている。また、本市においてはシステム上公務員分の現況届の廃止が困難であり、利用者の負担軽減につながっておらず、現況届廃止の趣旨にそぐわない状態となっている。

各府省からの第1次回答

児童手当及び特例給付（以下、児童手当等という。）については、住所地の市町村長が認定・支給等の事務を行っている。
公務員に対して支給する児童手当等については、一般事業主における事業主負担相当分及び国庫負担又は地方負担相当分を合わせて所属庁の長が負担しており、他の一般事業主の場合のような拠出金の徴収事務を不要とするとともに給付事務を一元的に行うこととしている。
公務員の児童手当等の認定・支給等の事務について、住所地の市町村長が行うようにすることについては、公務員の児童手当等に係る費用負担の変更や市町村における業務増など実務面の対応等の論点に留意し、慎重な検討を要するものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当町在住の公務員分の児童手当支給事務は増加となりますが、人事担当課でマイナンバー連携による確認を行い対応している当町職員の児童手当の認定支給事務は不要となり、役所全体の業務量でみた場合、精通した部署に業務が一元化されることによる効率化が見込まれます。
また、平成27年に共済年金が廃止され、公務員等も厚生年金に加入するよう年金制度が改正されたことから、社会保障において公務員のみを別建てにする必然性は薄れていると言え、児童手当制度についても制度や仕組みの一元化が必要であると考えます。
一元化するにあたっては費用負担割合の変更が必要となりますが、公務員分についても公務員以外の方と同様の費用負担とし、普通交付税にて調整することも一つの方法として考えられます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【伊勢市】
市町村における業務増とあるが、公務員の採用・退職及び会計年度任用職員の共済組合員資格取得・喪失（短期組合員は除く）、夫婦間の所得逆転による受給者変更等に伴う受給資格の消滅・認定事務が軽減される。本提案の趣旨は、支障事例にもあるように、認定・支給事務を行う主体が市町村と所属庁で異なることにより生じている受給者の不利益や手続きの負担を軽減することを目的としていることをご理解いただきたい。
また、令和4年10月から共済組合員の適用範囲が拡大され、公務員・非公務員の区分がより複雑になることから、住民サービスの向上のため、前向きに制度改正を検討していただきたい。

【福岡県】
業務を行う市町村の業務増など実務面での対応等について慎重な検討をいただくことは当然であるが、所属庁の業務がより煩雑となることがないように再度お願いしたい。
また、制度改正に対応するための環境整備に要する期間や費用も勘案いただく等、所属庁にも配慮した慎重な検討を再度お願いする。
※具体的な検討内容は「補足資料」のとおり

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。
その際には、都道府県及び市町村双方に更なる負担が生じることはないように留意すること。

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

平成27年の被用者年金の一元化で公務員等も厚生年金に加入するようになるなど、社会保障において公務員のみを別建てにする必然性は薄れていると言え、児童手当制度についても制度や仕組みの一元化が必要では

ないか。

一元化については、内閣府子ども・子育て本部から地方公共団体に対して、昨年のアンケートで意向等について調査し、今年ブロック説明会では検討状況について示してきたところであり、地方公共団体においては期待感を持っていると考えられ、一元化に向けた検討を行っていくべきではないか。

退職する公務員について、居住地の市町村に情報提供し、市町村から受給者本人にプッシュ型の通知をすることはできないか。個人情報共有も、法律で規定する方法や本人同意を得る方法があるのではないか。

通知による制度の周知だけでなく、申請漏れを少なくするために何ができるかを検討するべきではないか。

各府省からの第2次回答

児童手当の支給等の事務を住所地の市区町村に一元化することの提案については、費用負担の変更のほか、特に公務員が多く居住する自治体の支給等の業務を逼迫すると考えられるため困難である。今回、支障事例として挙げられている、いわゆる「請求漏れ」等については、従来から年に2回、所属庁への周知徹底・注意喚起をお願いしているところであるが、さらに、請求者ご本人、所属庁それぞれの立場に立って必要な手続きを整理した分かりやすいガイドラインを新たに作成するとともに、その周知に努めることで、「請求漏れ」等が生じないよう取り組んでいきたい。

また、提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点にある、住所地市区町村から退職した公務員にプッシュ型で通知する案については、所属庁や市区町村の事務負担が増加すると考えられることから、必要に応じて所属庁・市区町村の意向も調査しながら、検討していきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

231

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。
なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。

具体的な支障事例

認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。

保育関係施設は1つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出なければならないことから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要があるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。

以下に変更届の具体例を示す。

幼保連携型認定こども園変更届(認定こども園法)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届(認定こども園法)

児童福祉施設変更届(児童福祉法)

家庭的保育事業等変更届(児童福祉法)

一時預かり事業変更届(児童福祉法)

病児保育事業変更届(児童福祉法)

認可外保育施設変更届(児童福祉法)

特定教育・保育施設変更届(子ども・子育て支援法)

特定地域型保育事業者変更届(子ども・子育て支援法)

特定子ども・子育て支援施設等変更届(子ども・子育て支援法)

業務管理体制変更届(子ども・子育て支援法)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

変更届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができることとなり、各施設・事業の変更届出事項を統一するなどの対応が可能となる。

これにより、事業者等における変更届出事項への認識が高まり、事業者や地方自治体の事務負担の軽減が図

られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市

○各届出の必要事項を統一することについては特に問題点はない。
○当市においても、1つの施設が、複数の施設又は事業としての位置づけがなされているため、法令により変更事由によって変更手続が必要また不要であったり、手続きの必要性も統一されていない。また、一つの変更事由で複数の法令にもとづく変更届を提出しなければならないが、様式も統一されていないことから、事業者の書類作成及び自治体職員による確認に時間を要し、大きな負担になっている。届出事項の統一及びシステム等の活用による手続きの一本化が必要であると考えます。
○施設類型によって、届出を要する内容が異なる場合があり、それが事業者や地方自治体の負担増の一因になっていると思料する。また、地方自治体が把握する必要性の乏しい届出事項もあると感じている。
○法における届出事項を検討し、例えば全国統一の様式を規定するなど、事業者及び行政の負担軽減により効果がある方策を検討すべきと考えます。
○変更届の種類が多岐にわたることから、統一されることが望ましいとは思いますが、条例等で定めるのではなく法により定める必要があると考えます。

各府省からの第1次回答

施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園や保育所などにおいては、1つの施設において一体的に様々な事業を実施していることから、複数の法令が関係し、届出事項に変更が生じた場合には、該当する施設・事業に応じた変更届の提出が必要になります。特に、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあります。
しかし、施設・事業の種類により変更届出事項が異なること、また、届出時期に事前と事後のものが混在していることから、事業者側の認識不足による届出漏れが散見する事態が生じており、地方自治体としても、変更届出事項に該当するかの確認や届出漏れが生じていないかの確認などの事務が発生し、制度が縦割りとなっている結果として、双方における事務負担が大きなものとなっています。
また、変更届出事項のうち、幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「認定こども園の名称」、「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」、保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援提供者が届け出ることとされている「役員の氏名、生年月日及び住所」、「設置者又は事業者の定款、寄附行為等」、一時預かり事業や病児保育事業を行う者が届け出ることとされている「条例、定款その他の基本約款」、「事業を行おうとする区域」、「職員の定数及び職務の内容」、「主な職員の氏名及び経歴」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が届け出ることとされている「業務管理体制の整備に関する事項」等、通常の施設・事業の管理運営では使用しない情報や、届出の内容として重複する情報など、届出の必要性が低いものがあります。この届出の必要性については、地方自治体により相違が生じることは無いと考えられま

す。そのため、指摘のとおり見直しが困難とのことであるのであれば、各届出事項の必要性を明確に示していただきたいと考えます。

変更届出事項を施設・事業ごとの特性を考慮した最低限の事項に統一することで、事業者における変更届出事項の認識が高まり、届出漏れの解消が見込まれるほか、地方自治体における事務負担が軽減されます。また、変更届出事項を統一することで、法令毎の届出ではなく、各法令を網羅した共通様式での変更の届出ということも可能になり、事業者側及び地方自治体の事務負担が大幅に軽減されます。

以上より、変更届出事項について、条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすること、又は、法令改正により統一することを求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあり、制度ごとに届出事項が異なることから、誤りも多く発生しており、事業者、地方公共団体の双方において事務負担が増大している。特に、

- ・幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」
- ・保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」

などは、そもそも届出事項として不要ではないか。

認定こども園法に規定する届出事項は法律で規定され、その他の届出事項は省令で規定されている。制度間のバランスをとりつつ、特性に応じた実務の必要性に合わせるができるよう、法形式を統一すべきではないか。

事業者ごとに必要な届出事項が即座に分かるような、デジタル化の観点からの改善方法はないか。

各府省からの第2次回答

施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。

一方で、8月4日開催の「地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会」の提案団体提出資料において示された現在の変更届出事項の簡易整理表について、自治体や事業者の手續に資するよう、関係府省が連携してより正確な一覧表を作成することにまずは取り組みたい。

なお、現行制度においても、各法令で様式が定められていないものについて、各自治体の実情を踏まえて兼用の様式を作成することは可能である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

256

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

交通安全計画策定にかかる法律上の努力義務規定を削除し、原則、市町村に対しては策定を求めないよう見直すこと

具体的な支障事例

交通安全対策基本法により、市町村は都道府県計画に基づく市町村交通安全計画(5年計画)の作成に努めることとし、この計画策定のために条例により市町村交通安全対策会議を設置することができる定められている。
計画策定には、交通安全対策会議(委員約20名)への諮問やパブリック・コメントなど、手続きに相当の時間と労力を要する。また、市町村交通安全計画は、県計画と重なる部分も多く、県計画に網羅されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条、第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、ひたちなか市、川崎市、相模原市、富士市、小牧市、岡山県、広島市、宇和島市、嘉麻市

○計画の策定において、担当部署の事務負担は大きい。多くの市町村にとって、都道府県で策定した計画の内容から大きく異なることは無く、第11次計画においても策定しない市町村もあったことから、努力義務の規定は見直して良いと考える。

○指摘のとおり、市町村交通安全計画は県計画に沿った形で作成されており、個別に作成する必要性が感じられない。また、作成のための交通安全対策会議の開催やパブリックコメントの実施などに、多大な労力を要している。

○当市の交通安全対策会議は、交通安全計画の作成を設置目的としているため、提案事項に留まらず、本会議の今後の在り方について検討すべきと考える。

各府省からの第1次回答

交通安全対策基本法は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体が施策の基本を定め、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としており、また、同法第4条では、地方公共団体の責務が定められており、その区域における交通の安全に関し、市町村はその責務を有する。

これを踏まえ、市町村においては、交通の安全に関し、地域の課題を認識し自ら具体的目標や方針を設定するなど、積極的に関与することが求められており、努力義務ではあるものの、当該地域の実情に応じた施策を講じていくために市町村交通安全計画を作成することが推奨される。

一方で、市町村は、地域によって交通安全をめぐる状況が大きく異なる。例えば、令和3年中の交通事故発生件数が最少の鳥取県では、若桜町のような、年間で交通事故が発生していない市町村等、都道府県の計画に基づき対策を講じることで十分と考えられる市町村が存在している。

他方、最多の東京都では、足立区のように、東京都交通安全計画の目標から更に地域レベルに落とし込み、独自の目標を掲げ、きめ細かな諸施策を盛り込んだ計画を作成している自治体も存在している。

このように、市町村においては、交通安全をめぐる状況の差が大きいため、全国の市町村の計画作成に関し一律に定めることは、市町村の弾力的かつ効果的な対策の推進を阻害することとなる。

以上から、市町村が、交通の安全に関して区域内の住民の生命、身体及び財産を保護する責務があること、一方で、市町村によって交通安全をめぐる状況が大きく異なることへの柔軟な対応を可能とすることが求められることに鑑み、市町村交通安全計画作成を努力義務としている現行制度は適当であると考えられる。

なお、市町村交通安全対策会議の設置は、同法第18条に定めるとおり任意である。また、本提案の具体的支障事例として挙げられた計画策定に伴う交通安全対策会議への諮問やパブリックコメント等の手続きについて、そもそも同法は条例で定めることを求めておらず、当該市町村の判断により条例改廃等で対応することが可能である。県計画と重なる部分が多いなど、計画を策定しないことが望ましいと判断される場合は、現行規定でもその策定は努力義務とされていること等を踏まえ、地方の実情等に応じて判断されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

20市ある政令指定都市のうち、17市が交通安全対策基本法に基づき市町村交通安全計画を作成しており、そのうち10市は本件提案に賛同である旨を聞いている。これは、計画の作成は必要ないと考えつつも、法律上推奨されているため、計画を作成せざるを得ないことを表しているものと考えられ、市町村交通安全計画の作成は、地方からは「実質的な義務付け」と受け止められている実態があるといえる。当市では、同法第4条に定める地方公共団体の責務を果たすためには、必ずしも法に基づく計画の作成が必要ではないと考え、市民に近い基礎自治体として、交通安全の各種施策に取り組んでいることをご理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

市町村としては、計画策定の必要性がないと考えている場合でも、努力義務が課されているために、対外的な説明責任の観点から、市町村交通安全計画を作成せざるを得ない実態がある。当該計画を作成せずとも交通安全対策を適切に実施すれば問題ないということであれば、当該計画を廃止するべきではないか。あるいは、少なくとも「できる」規定とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

全国の自治体に対し、市町村交通安全計画に関する調査を実施したところ、同計画を策定している自治体は約半数であり、同計画策定に関し、「目的を見失わないためにも必要であり、メリットは大きい」「法で義務化されている方が関係機関に協力を求めやすい」等の意見があったほか、予算要求の根拠として同計画を活用している自治体も一定数みられることから、あくまで法定計画として市町村交通安全計画が定められているからこそ、自治体が自主性及び自立性をもって円滑に交通安全対策を推進できるという一面もあるため、現在も同計画のニーズはあるものと認識している。

また、「義務ではないため、計画を策定していない」との意見も散見されるため、法律上努力義務として計画策定を推奨されていることをもって「実質的な義務付け」にはなっていないと理解している。

交通安全をめぐる状況は時代とともに変化しており、交通事故死者数は交通安全対策基本法（以下「法」という。）が策定された昭和45年の1万6,765人から令和3年には2,636人と大幅に減少した。その要因は、各自治体が、交通安全基本計画を始め、都道府県交通安全計画や市町村交通安全計画に基づき、着実に交通安全対策を推進してきたことによるものである。そうした状況に鑑みると、いまだ多くの方が交通事故により亡くなっており、予断を許し得ないものの、我が国における交通安全対策は、計画に基づく対策により一定の成果を上げてきたと評価できる。

一方、都道府県計画と内容が重複することや、国の基本計画を上位計画として順次計画が策定されることから、市町村計画の策定期間は大幅にずれ込み、策定作業が短期間になり、手続が煩雑になる等の指摘も見られた。

そうした実態を踏まえ、自治体の自主性及び自立性を一層高めるために、市町村交通安全計画の策定を「できる」規定とすることを検討することとする。一方で、法第4条は、地方公共団体の責務が定めており、その区域における交通の安全に関し、市町村はその責務を有していること、地方公共団体の責務を果たすために法定計画として市町村交通安全計画が定められていること自体に大きなメリットが存在していること及び計画を必要としている自治体が存在していることから、計画の廃止は妥当でないと考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

281

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

DV 防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画計画」と一体的に策定可能であることの明確化

提案団体

群馬県、全国知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県男女共同参画基本計画について、他の計画と一体で作成できることを明確化することにより、同計画をDV防止法に基づく「都道府県基本計画」と一体的に作成可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

「男女共同参画の推進」と「配偶者等からの暴力の防止」は施策として深く関連性があり、男女共同参画社会基本法で策定が義務づけられている「都道府県男女共同参画基本計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)で策定が義務づけられている「都道府県基本計画」は内容が一部重複している。

【支障事例・制度改正の必要性】

DV防止法に基づく都道府県基本計画については、令和2年度の通知(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について 令和3年2月19日通知)により、既に他の計画と一体的に策定可能であることが通知されている。

一方で、都道府県男女共同参画計画が他の計画と一体的に策定可能であることが示されていないため、現在はこの二つの基本計画を別々に策定している。

【支障の解決策】

「都道府県男女共同参画基本計画」を他の計画と一体的に策定可能であることを明確化することにより、二つの基本計画を一体的に策定することが可能となる。

また、令和4年5月19日に成立した新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月1日施行)に基づき、県の基本計画策定義務が盛り込まれており、都道府県男女共同参画基本計画及びDV防止法に基づく都道府県基本計画と合わせて、新法による都道府県基本計画も一体で策定できるよう、基本方針に明確にしていきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

関連性の深い複数の計画を一体的に策定することが可能となり、計画策定に係る業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3、男女共同参画基本法第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、栃木県、神奈川県、沖縄県

○男女共同参画社会基本法で義務付けられている都道府県基本計画は、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、DV防止法に基づく「都道府県基本計画」及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく「都道府県基本計画」と、一部重複しており、一体的に策定することで計画策定に係る業務負担軽減、効率化につながる。

各府省からの第1次回答

【男女共同参画基本計画及びDV防止法に基づく都道府県計画について】

御指摘のとおり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について(令和3年2月19日通知)」において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第2条の3第1項及び第3項に規定する都道府県基本計画及び市町村基本計画(以下「配偶者暴力防止基本計画」と総称する。)について、「政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること」を整理しております。現在でも、地方公共団体の判断により、配偶者暴力防止基本計画と、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画又は同条第3項に規定する市町村男女共同参画計画とを、一体のものとして策定することは可能です。

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく「都道府県基本計画」について】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行日は令和6年4月1日となっており、同法に基づく都道府県基本計画の策定を含め、施行に向けた具体的な内容は今後検討することとしている。

このため、検討に当たっては、当該都道府県基本計画を作成する際に既存の都道府県基本計画と一体的に策定することを可能にすることも含め、可能な限り業務負担が生じないように配慮したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく県計画について、国の基本方針が示され次第、県としては、策定に向け準備を進めて行く予定である。国の基本方針には、男女共同参画計画、DV防止計画と一体化が可能であることを示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都道府県基本計画と内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律における計画について、施行にあたって、配偶者暴力防止基本計画及び都道府県男女共同参画計画と一体的策定ができるように通知等により明確化していただきたい。

各府省からの第2次回答

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に向けた具体的な内容については、同法に基づく都道府県基本計画の策定を含め、今年度の秋にも有識者等による検討の場を立ち上げ、今年度中を目途に検討することを予定している。

このため、検討に当たっては、当該都道府県基本計画を作成する際に既存の都道府県基本計画と一体的に策定することを可能にすること及びその場合における国の基本方針への記載を含め、可能な限り業務負担が生じないよう配慮したい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

284

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子育てのための施設等利用給付交付金の金額確定後の返還に伴う事務の見直し

提案団体

所沢市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

市町村は、過年度分の子育てのための施設等利用給付交付金について、確定に伴う返還がある場合に、国からの納入通知書により返還金支払いの処理を行っている。
納入通知書がなくとも支払い処理が行えるよう、運用の改善を図りたい。

具体的な支障事例

返還額については、補正予算で予算措置し、返還期限内に返還できるよう事務を進めているが、実際の支払処理は、国からの納入通知書が届いてからでなければ行うことができない。
納入通知書が納入期限間近で届くため、支払処理に十分な期間が取れず、期限内に支払うことができなかつた際には延滞金が発生し、延滞金の支払処理にかかる事務負担(※)が大きい。
※延滞金は損害賠償金であり、損害賠償額の決定は地方自治法第96条に規定する議会の議決事項に該当するため、予算措置だけでなく、議会対応等も生じる。期限内に支払う準備を進めていたにも関わらず、納入通知書の到着が遅れたことによって、延滞金が発生し、市の過失と捉えられてしまうことは、納得し難い事例である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

納入通知書の到着を待つことなく返還金の支払い処理を行うことができれば、延滞金(過失を除く)の発生を防ぐことができ、事務負担の軽減にもつながる。

根拠法令等

子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱(ただし、返還方法までの記載はない)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

水戸市、前橋市、高崎市、千葉市、川崎市、相模原市、浜松市、半田市、滋賀県、京都市、熊本市、延岡市

○子ども・子育て支援交付金の過年度返還金においても、納付書到着から納付期限までが短い同様の支障がある。
○納期限までの返還処理に係る事務負担が大きいことについては当市も同様である。
○当市でも、納入通知書の到着後に支払い処理を至急で行っている。

各府省からの第1次回答

子育てのための施設等利用給付交付金の額の確定に伴う返還事務については、例年、3月上中旬に国から債権発生通知を発出し、納入期限を3月末日としている。令和4年度以降の返還事務においては、市町村の責めに帰さない理由で延滞金が発生しないよう、債権発生通知の発出から納入期限までに十分な処理期間(例えば、債権発生通知の発出後1か月程度)を設けることとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

債権発生通知の発出から納入期限までに十分な期間を設けていただければ、納入通知書の到達遅延による延滞金の発生は少なからず防ぐことができるため、対応をお願いしたい。
なお、債権発生通知の発出後に納入通知書の発行を別機関で行うなどの過程がある場合、今後も支障事例のようなことが起こる可能性は残る。このため、子育てのための施設等利用給付交付金のみならず、国庫補助金等の返還方法として、納入通知書による支払以外の方法についても、早期の実現に向けて積極的に検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

内閣府としては、1次回答にも記載したとおり、債権発生通知の発出から納入期限までに十分な期間を設けるように対応することとしたい。